

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>			<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>		
<p>一～三十四の九（略）</p> <p>三十五 鉄道事業の許可、索道事業の許可又は軌道事業の特許</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第 号）第九條第一項（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項（速達性向上計画）の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。</p>					
<p>三十六～五十四（略）</p>	<p>三十六～五十四（略）</p>	<p>三十六～五十四（略）</p>	<p>三十六～五十四（略）</p>	<p>三十六～五十四（略）</p>	<p>三十六～五十四（略）</p>



○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都市施設） 第十一条（略） 2・3（略） 4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第 号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（都市施設） 第十一条（略） 2・3（略） 4 密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設に係る都市施設及び流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>5・6（略）</p>

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議會は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）<u>、軌道法（大正十年法律第七十六号）</u>、<u>都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第 号）</u>、<u>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）</u>、<u>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）</u>、<u>海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）</u>、<u>内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）</u>、<u>港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）</u>、<u>港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二十三十一号）</u>の規定により同審議會に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議會は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）<u>、軌道法（大正十年法律第七十六号）</u>、<u>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）</u>、<u>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）</u>、<u>海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）</u>、<u>内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）</u>、<u>港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）</u>、<u>港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二十三十一号）</u>の規定により同審議會に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。</p> <p>2 4 （略）</p>